

佐賀県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月三十一日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字西子ノ日三三六 四番四地先から 小城市芦刈町永田字東子ノ日二四四 一番三地先まで	平成二二・三・三一